



2025年4月10日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フリス製作所  
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎  
(コード番号 6135 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之  
(TEL 046-284-1439)

**買収への対応方針（時間確保措置）に基づく新株予約権の無償割当て、  
新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、  
株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ**

当社は、ニデック株式会社（以下「ニデック」といいます。）によって2025年4月4日に開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日、本特別委員会（下記I1(1)で定義します。以下同じです。）の答申を踏まえ、当社が同年3月19日付けで第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保するための措置（時間確保措置）として導入した「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け（予告）につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本対応方針」といいます。）に基づき、当社の独立社外取締役全員を含む当社取締役全員の一致により、別紙1に記載の第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を株主の皆様は無償で割り当てること（以下「本対抗措置」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針の詳細については、当社の2025年3月19日付けプレスリリース「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け（予告）につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」（以下「本対応方針プレスリリース」といいます。）をご覧ください。

また、当社は、本日、2025年6月26日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

さらに、当社は、本日、本対抗措置の発動について株主の皆様の意思を確認するため、本対抗措置の発動の取締役会決議の後ではありますが、本年6月に開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）を株主意思確認総会として、本対抗措置の発動について株主の皆様の意思を確認する議案（以下「本議案」といいます。）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。この点、ニデックが本公開買付けを2025年4月4日に開始し、その買付期間が本定時株主総会の開催日以前に終了するため、本公開買付けを受け入れるか否か（即ち、本対抗措置を発動するか否か）に関し、株主の皆様の意思を事前に確認する機会を確保することができません。そのため、当社取締役会は、本特別委員会の答申を踏まえ、株主意思確認総会の決議前に本新株予約権の無償割当てを決議することを余儀なくされましたが、本新株予約権の無償割当ての割当基準日（本新株予約権の無償割当てに係る基準日）及び効力発生日は本定時株主総会後とします。その上で、本定時株主総会において、本議案が承認可決された場合にのみ、かかる株主の皆様の意思に従い、本新株予約権の無償割当てを実施します。他方で、仮に、本議案が承認されなかった場合には、株主の皆様の意思を尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、本特別委員会の答申を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しています。

例えば、本定時株主総会において本議案が承認された後も含め、本新株予約権の無償割当ての効力が発生するまでに、ニデックが本公開買付けを撤回した場合（但し、ニデックが本公開買付けを本年5月8日以前に撤回した場合には、本公開買付けを本年5月8日までに再開しなかった場合に限ります。）や、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社株式の総数が買付予定数の下限である11,694,400株を満たさず本公開買付けが不成立となった場合においては、本特別委員会による答申を踏まえ、本新株予約権の無償割当てを中止します。

なお、当社は、本日付けで、本特別委員会の答申を踏まえ、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議しています。当社の反対意見の詳細については、当社の本日付けプレスリリース「第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保すべきことに鑑みたニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」をご覧ください。

## I 本新株予約権の無償割当て

### 1 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

#### (1) 対応方針の導入

本対応方針プレスリリース記載のとおり、当社が、ニデックから当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けの提案（以下「本提案」といいます。）を受けたのは、当社及び多くの日本の事業会社にとっての2024年の年内最終営業日である2024年12月27日（金）であって、しかも、ニデックも自認しているとおおり、同日に本提案に係る「企業価値の最大化に向けた経営統合に関する意向表明書」を受領するまで、ニデックからは、本提案に関して、事前の協議はおろか、事前の打診すら一切ありませんでした。そのため、検討期間の始期が実質的に2025年の最初の営業開始日である1月6日（月）となり、本公開買付けの開始日として予告されている本年4月4日まで、約3か月弱の検討期間しか確保されていませんでした。

当社は、ニデックから本提案を受領した直後より、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」に則り、本提案が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に繋がるものなのかについての精査を開始すると共に、当社の本源的価値の算定や、株主にとってより有利な代替案の模索等、あらゆる戦略的オプションについての幅広い検討を実施いたしました。そして、株主にとってより有利な代替案を模索する過程で、2025年2月28日までに、当社経営陣及び当社取締役から独立した第三者（以下「提案者ら」といいます。）から、本提案と競合する、当社の完全子会社化を目的とした買収提案（以下「第三者提案」といいます。）に係る初期的な意向表明書（以下「第三者初期意向表明書」といいます。）を複数受領いたしました。

しかしながら、約3か月弱という期間は、本提案について事前に全く打診を受けていない当社が第三者提案を模索し公表するまでの時間として不十分であることは明らかで、実際に、デュー・ディリジェンスや借入先金融機関との交渉等に要する期間に鑑みれば、本公開買付けの開始日として予告されていた本年4月4日までに、第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書（以下「第三者最終意向表明書」といいます。）を受領し、これを公表することは、極めて困難でした。

そのため、当社は、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために、第三者提案の

具体化等に合理的に必要な時間を確保する必要があると判断いたしました。しかしながら、当社及び当社が本年1月10日付けで設置した当社独立社外取締役4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からニデックに対し、第三者初期意向表明書を受領するまでに合計3回、本公開買付けの開始日を本年5月9日まで延期するように要請していましたが、ニデックはこれらをいずれも拒絶しており、第三者初期意向表明書を受領した後にも、第三者初期意向表明書を受領している旨を付記して同様の要請をしましたが、ニデックはこれに対しては実質的な回答をしませんでした（なお、ご案内のとおり、ニデックはその後、かかる要請を無視して、本年4月4日付けで本公開買付けを開始しています。）。

そこで、当社は、本特別委員会の答申も踏まえ、当社の株主の皆様及び当社が、本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保することのみを目的として、本対応方針を導入しました。したがって、本対応方針は、本公開買付けの実施そのものを妨げることを目的とするものではありません。

本対応方針の導入の経緯及び目的については本対応方針プレスリリース及び2025年3月19日付け「ニデック㈱による買収への対応方針（時間確保措置）の概要」も併せてご覧ください。

## (2) 本公開買付けが本対応方針に違反していることによる本対抗措置の発動

本対応方針は、上記(1)記載の目的を踏まえ、①ニデックが実際に2025年5月9日以降に本公開買付けを開始した場合（但し、公開買付期間が本提案のとおり31営業日であるか又はそれ以上であることを前提とします。）、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者最終意向表明書を受領したことを確認した場合には、株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うための時間が確保されたものと考えられることから、それらのいずれか早い時期において直ちに廃止するものとされています（本対応方針プレスリリース頭書等）。

その上で、本対応方針では、本公開買付けを含む当社株式の大規模な買付けを本対応方針所定の手続に従って行うことを求めると共に、ニデックが本公開買付けを開始したときで、かつ、①本公開買付けの開始日が2025年5月9日以降であった場合、及び②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者最終意向表明書を受領したと確認した場合のいずれにも該当しない

ときは、本公開買付けは本対応方針を遵守しなかったものとなることから、本特別委員会は、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情がない限り、当社取締役会に対して、本公開買付けに対する本対抗措置の発動その他必要と考える事項について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認（追認を含みます。）すべきことを答申するものとし、当社取締役会は、かかる答申に従って、株主意思確認総会において本対抗措置の発動を承認する旨の議案その他必要な議案を付議するものとされています（本対応方針プレスリリース III 3(5)(a)①）。

本対応方針プレスリリースにおいて、以上の内容が本対応方針の内容として公表されているにも拘らず、ニデックは本対応方針に定める手続を遵守せず、また、中国の競争法上の手続を完了させないまま、本公開買付けを本年5月9日より前の本年4月4日に開始しました。また、当社は、同日時点及び現在において、提案者らとの間で情報交換を行いながら、第三者最終意向表明書の受領のための対応を進めているところであり、第三者最終意向表明書を未だ受領していません。したがって、本公開買付けは、前段落記載の①②のいずれにも該当しないことから、本対応方針を遵守せずに実施されたものといえます。

なお、ニデックは、本公開買付けに関して 2025 年 4 月 4 日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）において、公開買付期間中に中国の競争法上の手続が完了しなかった場合には、本公開買付けの撤回等を行う可能性がある旨を開示しております。これにより、当社の株主の皆様は、撤回の可能性のある本公開買付けに応募するか否かを検討させられるという不安定な地位に置かれることとなりました。

元来、ニデックは、2024 年 12 月 27 日付け「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、許認可等の手続の完了予定時期の見込みも踏まえて本公開買付けの開始日を 2025 年 4 月 4 日と決定していると述べており、本公開買付届出書には本公開買付けを同日に開始しなければならない理由は何ら示されていないことを踏まえれば、本公開買付けを中国の競争法上の手続の完了後に開始することも可能であったと考えられます。そうであるにも拘らず、ニデックが、当社の本公開買付けの延期要請も拒絶して、中国の競争法上の手続が完了しないまま本公開買付けの開始を強行したことで、当社の株主の皆様が、撤回の可能性のある本公開買付けに応募するか否かを検討させられるという不安定な地位に置かれたことは誠に遺憾です。

(3) 本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情がないこと

ニデックと当社は、顧客層や取り扱う製品の精度が異なるため、両者の技術等を組み合わせて十分なシナジーを生じさせることは難しいと考えております。そこで、当社は、ニデックに対し、定量的なシナジーの説明を求めましたが、ニデックは、当社が 2025 年 3 月 11 日付けでニデックに対し送付した「質問状(3)」(以下「第3次質問状」といいます。)に対する同月 17 日付けの回答書において、「弊社は現時点で、貴社の次年度以降の計画を策定しておりません」「本取引により、貴社が弊社グループに入っていたことで創出されるシナジーは、本取引後に精緻化していく予定」と述べているとおり、定量的なシナジーの検討をしていないとのことです。また、当社が同年 1 月 28 日付け及び 2 月 14 日付けでニデックに対し送付した質問状 2 通及び第 3 次質問状への回答並びに当社及び本特別委員会がニデックとの間で実施した面談において、ニデックは、シナジーの具体的な内容や定量的分析結果について何ら具体的な回答をしていません。したがって、現時点において、本公開買付けによって当社に生じる具体的なシナジーは明らかではなく、十分なシナジーを得られるとの確信には至っておりません。

他方で、(i)当社の主要な顧客である日本の金型メーカーによって構成される日本金型工業会から、会員の約 75%が本公開買付けの印象が悪いと感じており、約 60%が本公開買付けによって自社に悪い影響が生じると考えている旨のアンケートが公表されていること、(ii)同じく当社の主要な顧客である中国の金型メーカーによって構成される中国金型工業協会及び中国各地の金型工業協会から、ニデックによる当社の買収が成立した場合に、当社の技術サービスの品質に望ましくない影響が生じることを懸念する旨の声明が出されていること、(iii)ニデックが当社の親会社になった場合には当社との取引を停止する見通しであると表明している国内取引先は、国内売上高に占める割合にして 10%超にも上っていて、本提案に基づきニデックが当社の完全親会社となった場合には上記売上げを失うおそれがあること、(iv)従業員の 90%超が加入する当社の労働組合が全組合員投票において「当労組は本株式公開買付け(TOB)に対して強く反対する」旨の意見書への賛否を問うたところ、賛同(本公開買付けに強く反対)が 92.1%、反対(本公開買付けに反対しない)が 7.9%(投票率 91.6%)の結果となったこと(なお、投票率は 91.6%)、(v)ニデックの子会社かつ工作機械メーカーであるニデックオーケー株式会社ウェブサイトの「企業概要」のページと同社の 2022 年 6 月 21 日付け第 164 期有価証券報告書を見比べる限り、同社の従業員は、ニデックに買収された 2022 年以降に約 300 人減少していること

考えられること（なお、当社は、ニデックに対し同社の子会社である工作機械メーカー4社の過去5年間の平均離職率を再三質問しておりますが、ニデックは一度も回答しておりません。）、(vi)ニデックからこれらの懸念を払拭するに足りる具体的な説明がなされていないことから、本公開買付けにより、当社の中長期的な企業価値向上の観点で深刻なディスシナジーが生じ得る具体的懸念が存在するものと考えております。

以上のとおり、現時点では、本公開買付けによって当社に生じるシナジーが明らかではない一方で、当社の中長期的な企業価値向上の観点で深刻なディスシナジーが生じ得る具体的懸念が存在することから、本公開買付けを通じたニデックによる当社の買収が、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保に資するとの確信を抱くには至っておらず、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情がないと考えております。

#### (4) 株主意思確認総会の開催と本対抗措置の発動の決定

上記(2)のとおり、本公開買付けは本対応方針に違反して実施されたものであることから、本対応方針によれば、本特別委員会は、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情がない限り、株主意思確認総会において本公開買付けに対する本対抗措置の発動を承認する旨の議案等を付議すべきことを答申するものとされており、当社取締役会は、かかる答申に従って、株主意思確認総会において本対抗措置の発動を承認する旨の議案その他必要な議案を付議するものとされています。そして、当社は、現在、第三者最終意向表明書を受領できるようにするための対応を進めているところであって、これを受領できる蓋然性があることから、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間を確保する必要があり、また、上記(3)のとおり、現時点に至るまで、本公開買付けを通じたニデックによる当社の買収が、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保に資するとの確信を抱くには至っていないこと等から、「本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情」はないと考えています。

したがって、当社取締役会といたしましては、ニデックによる本公開買付けが、第三者最終意向表明書受領前の本年4月4日に、本対応方針に定めた手続を遵守せずを開始されたものであり、当社の株主の皆様が第三者提案を踏まえて本公開買付けの条件が有利なものか否かを検討する機会を奪うものであることから、本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間を確保することを目的として、本対抗

措置を発動することが相当であると考えています。

もっとも、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に定めるとおり、当社株式に対する大規模な買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えており、本対応方針においても、上記のとおり、本公開買付けに対する本対抗措置の発動に当たっては、株主の皆様がニデックによる本公開買付けを受け入れるか否かについて、本対抗措置の発動の是非を問う形で、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する（追認を含みます。）こととされています。

しかしながら、本公開買付けが、2025年4月4日に開始され、その買付期間が本定時株主総会の開催日以前に終了することになっていることから、このままでは、本公開買付けがなされることを受け入れるか否かに関し、株主の皆様のご意思を事前に確認する機会を確保することができません。そこで、当社取締役会は、(i)現時点に至るまで、本公開買付けを通じたニデックによる当社の買収が、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保に資するとの確信を抱くには至っていないこと等から、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情はないと考えられることを踏まえ、(ii)本新株予約権の無償割当ての割当基準日及び効力発生日を株主意思確認総会として用いられる本定時株主総会の後として、本定時株主総会における本議案の決議前に本新株予約権の無償割当てを決議すること、及び、(iii)下記Ⅲに記載のとおり、本年6月に開催予定の本定時株主総会を株主意思確認総会として、本対抗措置の発動について株主の皆様意思を確認する本議案を付議することが、それぞれ必要であると考え、本特別委員会に対し、これら(i)のように考えること、並びに(ii)及び(iii)の措置を講ずることが適切と考えることでよいかを諮問しました。これに対し、本特別委員会から、本日付けで、(i)現時点に至るまで、本公開買付けを通じたニデックによる当社の買収が、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保に資するとの確信を抱くには至っていないこと等から、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情はない旨、並びに、(ii)及び(iii)の措置を講ずることが、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する上で合理的である旨の答申を得ています（以下「本答申」といいます。なお、本答申の詳細は下記Ⅳをご参照ください。）。本答申を受け、当社取締役会は、当社の独立社外取締役全員を含む当社取締役全員の一致により、本対抗措置として、本新株予約権の無償割



当てを決議いたしました。

当社取締役会といたしましては、本定時株主総会において、本議案が承認可決された場合には、本対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て）に向けた手続を進めていくことといたしますが、万が一、承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止することといたします。

## 2 本新株予約権の無償割当ての内容

本新株予約権の無償割当ての内容は、別紙1に記載のとおりです。

## 3 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性

上記1(4)のとおり、本年6月に開催予定の本定時株主総会において、本対抗措置の発動について株主の皆様意思を確認する本議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止します。

また、上記頭書のとおり、本新株予約権の効力発生日までに、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、本特別委員会の答申を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しています。例えば、本定時株主総会において本議案が承認された後も含め、本新株予約権の無償割当ての効力が発生するまでに、ニデックが本公開買付けを撤回した場合（但し、ニデックが本公開買付けを本年5月8日以前に撤回した場合には、本公開買付けを本年5月8日までに再開しなかった場合に限り。）や、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社株式の総数がその買付予定数の下限である11,694,400株を満たさず本公開買付けが不成立となった場合においては、本特別委員会による答申を踏まえ、本新株予約権の無償割当てを中止します。

当社が本新株予約権の無償割当ての中止を決定した場合には、当社は、適時にその旨を開示いたしますので、引き続き、当社が開示する情報にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降においても、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から本新株予約権の無償割当ての効力を発生させることが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本特別委員会の答申を最大限尊重した上で、本対抗措置の発動の撤回、即ち、本新株予約権発行要項第12項(3)に従って割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議し、同決議に従い、全ての本新株予約権を無償取得します。

#### 4 今後の手続・日程（予定）

2025年4月10日（本日）	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2025年5月21日	本公開買付けに係る公開買付期間終了予定日
2025年6月後半	本定時株主総会（株主意思確認総会）の開催
2025年6月26日	本新株予約権の割当基準日
2025年6月27日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2025年7月頃	本新株予約権の取得 （対価として普通株式の交付（但し、非適格者（※）には第1回B新株予約権を交付））
2025年8月1日	第1回B新株予約権の行使期間の初日
2040年7月末日	第1回B新株予約権の行使期間の末日

※本新株予約権発行要項第10項(1)に定める非適格者を意味します。以下同じです。

上記予定に関して、実施時期については、関係機関等との事務手続上の協議・調整の結果、変更が生じる可能性があります。

仮に、本新株予約権の無償割当てが実施され、その効力が発生した場合においても、下記6に記載のとおり、当社は、2025年7月頃に、本新株予約権の取得を予定していることから、本新株予約権の行使期間（2025年8月1日から2026年7月末日までの期間）において、実際には、当社取締役会の承認を得て非適格者から本新株予約権を譲り受けた者によるものを除き、株主の皆様により本新株予約権が行使されることは想定されません。

#### 5 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響

- (1) 本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本日、本新株予約権の無償割当てに関する事項の取締役会決議がなされましたが、現時点においては、株主の皆様に対して本新株予約権の無償割当て自体は実施されておられません。したがって、現時点においては、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当てにより、本新株予約権の無償割当てに係る基準日（2025年6月26日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて自動的に割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当ての時点においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、その保有に係る当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響が及ぶことは想定しておりません。

また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を満たしている本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することを予定しています。

但し、非適格者につきましては、本新株予約権を行使することができず、また、当社は、非適格者に対しては本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を交付することを予定しておりませんので、本新株予約権の無償割当てにより、結果的に、非適格者の法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。もっとも、非適格者であっても、当社取締役会の承認を得て、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、譲渡に伴う対価を取得することで、その経済的利益への影響を回避することが可能となり、また、当社は、非適格者に対しては本新株予約権の取得の対価として別紙2に記載の第1回B新株予約権（以下「本B新株予約権」といいます。）を交付する予定であるところ、非適格者は、本B新株予約権の行使後の株券等保有割合が20%を下回る範囲内では本B新株予約権を行使することが可能となっています。

なお、上記3のとおり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に本公開買付けが撤回された場合において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から本新株予約権の無償割当ての効力を発生させることが相当でないと考えられる状況に至った場合に、本対抗措置の発動手続が中止され、本新株予約権発行要項第12項(3)に従って割り当てた全ての本新株予約権が無償取得されたときにおいては、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを実施した後において、当社が本対抗措置の発動手続を中止し、本新株予約権を無償取得して当社普通株式を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び

投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当てに係る基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、下記 6 に記載のとおり、当社は、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、本対抗措置の発動が中止されない限り、2025 年 7 月頃に、本新株予約権の取得を予定しています。この場合、本新株予約権の新株予約権者となる株主の皆様は、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。

但し、非適格者の有する本新株予約権については、かかる当社株式を対価とした取得の対象とならず、一定の行使条件や取得条項が付された本 B 新株予約権を対価として取得します。非適格者は、本 B 新株予約権の行使後の株券等保有割合が 20%を下回る範囲内では本 B 新株予約権を行使することが可能です。また、非適格者が、当社取締役会の承認を得て、本新株予約権を第三者に譲渡した場合には、当該本新株予約権を譲り受けた第三者は、本新株予約権発行要項に定める条件（第 8 項、第 10 項(2)から(5)及び第 14 項等）を満たす場合には、本新株予約権を行使することができます。

## 6 本新株予約権の取得等の方針

当社は、本取締役会において、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、2025 年 7 月頃に、本新株予約権の取得と当社普通株式の交付を行うことを予定しています。本新株予約権の取得を決定した場合には、その詳細について速やかにお知らせいたします。

なお、上記 3 に記載のとおり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降においても、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から本新株予約権の無償割当ての効力を発生させることが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置の発動の撤回決議を行い、本新株予約権発行要項第 12 項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得いたします。

## II 本新株予約権の無償割当てに係る基準日設定

当社は、本新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2025年6月26日を基準日と定め、同日における最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。

- (1)基準日 2025年6月26日（木曜日）
- (2)公告日 2025年6月10日（火曜日）
- (3)公告方法 電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。  
<https://www.makino.co.jp/>

## III 株主意思確認総会の開催

### 1 株主意思確認総会の開催の判断に至った経緯及び理由

上記 I1(4)のとおり、当社取締役会といたしましては、ニデックによる本公開買付けが、第三者最終意向表明書受領前である本年4月4日に、本対応方針に定めた手続を遵守せずに開始されたものであり、当社の株主の皆様が第三者提案を踏まえて本公開買付けの条件が有利なものか否かを検討する機会を奪うものであることから、本対抗措置を発動することが相当であると判断していますが、会社の支配に関する基本方針及び本対応方針に従い、本特別委員会の本答申も踏まえ、当社の一般株主の皆様が、ニデックによる本公開買付けを受け入れるか否かに関する意思（即ち、本対抗措置の発動に係る株主の皆様的意思）を確認すべく、下記記載のとおり、本年6月に開催予定の本定時株主総会を、株主意思確認総会として、本議案を付議することといたしました。

### 2 株主意思確認総会（本定時株主総会）における付議議案及びその決議要件等

#### (1) 株主意思確認総会（本定時株主総会）における付議議案

株主意思確認総会である本定時株主総会における決議事項は、本対抗措置の発動に関する承認議案（本議案）とします。上記 1 に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けに対して本対抗措置を発動すべきものと判断いたしましたので、本対抗措置の発動の是非について、株主の皆様にご賛否をお諮りすることとしました。

## (2) 本議案の決議要件

本定時株主総会の詳細については、その正式な招集決定後、速やかにお知らせいたしますが、下記①から③までに記載の理由等から、本議案の決議要件は普通決議とすることを予定しています。

- ① 支配株主の異動をもたらす募集株式の発行等の場面において、株主総会決議が必要となる場合にも、その決議要件は普通決議であることから（会社法第 206 条の 2 第 5 項）、同様に、株式の買集めによる支配権取得においても、株主総会の普通決議によって株主意思を問うのが合理的であること
- ② 株主総会における賛成が過半数を超える場合に、当該過半数の意思を考慮しない実質的根拠がないこと
- ③ (i)ブルドックソース事件最高裁決定（最決平成 19 年 8 月 7 日民集 61 卷 5 号 2215 頁）では、「特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるか否かについては、株主総会における株主自身の判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しない限り、当該判断が尊重されるべきである」と判示されており、「株主総会における株主自身の判断」の決議要件について（特別決議が必要である等の）特段の言及をしていないことからすれば、ブルドックソース事件最高裁決定は、株主総会については、普通決議を前提としていると読むことが合理的であること、(ii)富士興産事件高裁決定（東京高決令和 3 年 8 月 10 日金商 1630 号 16 頁〔確定〕）では、「新株予約権無償割当てについては、法律上、決議要件として特別決議を要するものとはされておらず、・・・買収防衛策として新株予約権無償割当てを行う場合に、常に株主総会の特別決議を要すると解すべき合理的な理由があるとはいえない。すなわち、公開買付けによる買収に対する対抗手段の発動が必要か否かの判断は、・・・株主総会の場で、会社の利益の帰属主体である株主の多数が、当該買収に対して対抗手段の発動が必要であると判断した場合には、その判断は合理性があるものとして尊重されるべきであり、必ずしも特別決議の要件を超える多数の株主の賛成を得る必要性はないものというべきであるし、前記認定した相手方が株主総会の普通決議によることとした理由にも合理性があるものと認められる」と、対抗措置の発動としての新株予約権無償割当てに係る株主の意思を確認するに当たり、特別決議の要件を超える多数の株主の賛成までは必要なく、普通決議によることは合理的であると判示されて

いること

本定時株主総会の開催日時及び開催場所並びに本議案の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

#### IV 本特別委員会による本答申

2025年1月10日付け「特別委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益を図る立場から、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社独立社外取締役4名から構成される本特別委員会（委員長は高橋一夫・元大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長。）を設置しており、本対応方針プレスリリースのとおり、本対応方針に基づく本対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、本対応方針導入時点で既に設置されており、当社の業務執行を行う経営陣から独立している本特別委員会を活用することとしています。

本特別委員会は、当社取締役会からの諮問に対して、本日、(i)現時点に至るまで、本公開買付けを通じたニデックによる当社の買収が、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保に資するとの確信を抱くには至っていないこと等から、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情はない旨、並びに、(ii)本新株予約権の無償割当ての割当基準日及び効力発生日を本定時株主総会後の日として、株主意思確認総会の決議前に本新株予約権の無償割当てを決議すること、及び、(iii)本年6月に開催予定の本定時株主総会を、株主意思確認総会として、本対抗措置の発動について株主の皆様意思を確認する本議案を付議することは合理的である旨の本答申を行いました。

以 上

(別紙1)

第1回A新株予約権発行要項

- 1 新株予約権の名称  
第1回A新株予約権（以下「本A新株予約権」という。）
- 2 本A新株予約権の数  
基準日（第5項で定義される。以下同じ。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。
- 3 割当方法  
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本A新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式には、本A新株予約権を割り当てない。
- 4 本A新株予約権の払込金額  
無償
- 5 基準日  
2025年6月26日
- 6 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日  
2025年6月27日
- 7 本A新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本A新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
- 8 本A新株予約権の行使期間  
2025年8月1日から2026年7月末日までとする。
- 9 本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(1) 各本A新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。



- (2) 本A新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

#### 10 本A新株予約権の行使の条件

- (1) 非適格者が保有する本A新株予約権（実質的に保有するものを含む。）は、行使することができない。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (i) 大規模買付者
- (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- (iv) 取締役会が特別委員会による答申を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
  - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本A新株予約権を譲り受け又は承継した者
  - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約ないし公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、これらの者のために行動する弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、又はこれらの者が実質的に支配し、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する全ての者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。

- (2) 新株予約権者は、当社に対し、上記(1)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(1)の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本A新株予約権を行使することができる。

- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本A新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本A新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本A新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(4) 上記(3)の条件の充足の確認は、上記(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

(5) 各本A新株予約権の一部行使は、できない。

#### 11 本A新株予約権の譲渡制限

本A新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### 12 本A新株予約権の取得

(1) 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時点で未行使であり、第10項(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本A新株予約権（下記(2)において「行使適格本A新株予約権」という。）につき、取得に係る本A新株予約権の数に、本A新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本A新株予約権者（当社を除く。）の保有する本A新株予約権を、当社は取得することができる。

(2) 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本A新株予約権以外の全ての本A新株予約権につき、取得に係る本A新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたもの（別紙2第1回B新株予約権に記載する内容のものとする。）を対価として、本A新株予約権者（当社を除く。）の保有する本A新株予約権を、当社は取得することができる。

(3) 当社は、2025年7月末日までの間はいつでも、当社が本A新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本A新株予約権を無償で取得できる。

(4) 上記(1)及び(2)に基づく本A新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第10項(2)に定める手続に準じた手続により確認する。

#### 13 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14 本A新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本A新株予約権を行使する場合、第8項記載の本A新株予約権を行使できる期間中に第16項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本A新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本A新株予約権の行使請求の効力は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15 新株予約権証券の不発行

当社は、本A新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16 行使請求受付場所

法務・コンプライアンス室

17 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

18 その他

上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社取締役社長に一任する。

(別紙2)

第1回B新株予約権の内容

- 1 新株予約権の名称  
第1回B新株予約権（以下「本B新株予約権」という。）
- 2 本B新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本B新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
- 3 本B新株予約権の行使期間  
2025年8月1日から2040年7月末日までとする。
- 4 本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
- 5 本B新株予約権の行使の条件
  - (1) 本B新株予約権の保有者その他の非適格者（下記(3)で定義される。以下同じ。）は、(i)その株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）（但し、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者以外の非適格者についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権は除外して算定する。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っているとき、又は(ii)本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後の本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる（本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、本B新株予約権を第三者のために行使する場合には当該第三者も以上の条件を満たす必要がある。））。

- (2) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (3) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。
- ① 本B新株予約権の保有者
  - ② 本B新株予約権の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
  - ③ 本B新株予約権の保有者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
  - ④ 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
    - (a) 上記①から本④までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者
    - (b) 上記①から本④までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約ないし公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、これらの者のために行動する弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、又はこれらの者が実質的に支配し、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する全ての者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。
- (4) 上記(2)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。
- (5) 各本B新株予約権の一部行使は、できない。

## 6 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

## 7 本B新株予約権の取得

当社は、本B新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間で当社取締役会が別途定める日（以下「本B新株予約権取得日」とする。）において、未行使の本B新株予約権が残存するときは、当該本B新株予約権の

全て（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、本B新株予約権取得日時点における当該本B新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得できる。

8 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9 本B新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使できる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10 新株予約権証券の不発行

当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11 行使請求受付場所

法務・コンプライアンス室

12 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

13 その他

上記に定めるもののほか、本B新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社取締役社長に一任する。